第3章 公認会計士試験の実施

1. 概説

(1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式(択一式)及び論文式による筆記の方法で行う(法第5条)ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている(法第13条第1・2項)。

現行の試験制度は、平成 15 年の法改正において、試験の質を確保しつつ 社会人を含めた多様な人材が受験しやすくすることを主な目的として大幅 な見直しが行われ、平成 18 年試験から実施されている。

平成 15 年法改正による主な見直しの内容

- ①試験体系の簡素化
- ②試験科目の見直し
- ③一定の要件を満たす実務経験者、会計専門職大学院修了者などに対する試験科目の一 部免除の拡大
- ④短答式試験の合格者に対する合格発表の日から2年間における短答式試験の免除制度 の導入
- ⑤論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に 対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

公認会計士試験の実施に関する事務は審査会が行っているが、試験監督 等は各財務局長等に委任している(法第49条の4第5項、同法施行令第36条)。

試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれている。試験委員は試験の執行(実施年)ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する(法第38条第1・2項)。

(2) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場で行う。なお、受験資格の制限は設けられていない (P106 資料3-1参照)。

ア 短答式試験

- ・ 実施回数・時期 年2回(例年、12月上中旬、5月下旬)
- 試験科目 財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

合格基準

総点数の70%を目安として、審査会が相当と認めた得点比率を合格 基準としている。ただし、1科目につき、その満点の40%の得点を満 たさず、かつ、原則として答案提出者の下位から遡って33%の人数に 当たる者と同一の得点に満たない者は、不合格となることがある。

≪過去の合格基準≫

H3(0 年	R 5	元年	R2	! 年	R3 年	R4	年	R5 年
第I回	第Ⅱ回	第I回	第Ⅱ回	第I回	第Ⅱ回	1	第I回	第Ⅱ回	第I回
70%	64%	63%	63%	57%	64%	62%	68%	73%	71%

(注) 令和 2 年までの合格基準:上記得点比率を上回っていても、試験科目のうち 1 科目でも、その満点の 40%の得点を満たさないものがある場合は不合格となることがある。

令和3年以降の合格基準:上記得点比率を上回っていても、試験科目のうち1科目でも、その満点の40%の得点を満たさず、かつ、原則として答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者と同一の得点に満たないものがある場合は不合格となることがある。

短答式試験科目の全部又は一部免除

大学等において 3 年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法修習生となる資格を得た者は、申請により、短答式試験の免除を受けることができる。また、短答式試験合格者は、合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

さらに、税理士資格取得者、会計専門職大学院修了者等については、 申請により、試験科目の一部の免除を受けることができる。

なお、短答式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該 免除科目を除いた他の試験科目の合計得点の比率によって合否が判定 される。

≪令和4年度の免除件数≫

	商学若しくは法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	12 件
全科目 免除	司法修習生となる資格を得た者	84 件
	短答式試験合格者 (令和2年又は令和3年試験のみ)	1,829件
	税理士資格取得者等	69 件
一部科目 免除	会計専門職大学院修了者	140 件
22,3	会計又は監査に関する実務経験者	8件

イ 論文式試験

· 実施回数·時期

年1回(例年、8月中下旬)

• 試験科目

必須4科目:会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目:経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目

合格基準

52%の得点比率を目安として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1 人の答案を複数の試験委員が採点しており、 試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整してい る。

≪過去の合格得点比率≫

H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年
52. 0%	52.0%	51.8%	51.5%	51.6%

⁽注) 試験科目のうち 1 科目でも、その得点比率が 40%に満たないものがある場合 は不合格となることがある。

≪合格者等の推移≫

	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年
願書提出者	11, 742 人	12,532 人	13, 231 人	14, 192 人	18, 789 人
論文式合格者	1, 305 人	1,337人	1,335 人	1,360人	1,456 人
最終合格率	11.1%	10.7%	10.1%	9.6%	7. 7%

⁽注) 願書提出者の人数は、短答式試験の第 I 回及び第 II 回のいずれにも願書を提出 した者は名寄せして集計。

論文式試験科目の一部免除

大学等において 3 年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法修習生となる資格を得た者、税理士資格取得者等については、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

また、論文式試験のうちの一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる論文式試験の当該科目の免除を受けることができる(注)。なお、論文式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の科目の合計得点比率によって合否が判定される。

(注) 試験科目のうち一部の科目について、同一の回の論文式試験合格者の平均得点 比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を論文式試験一 部科目免除資格取得者としている。

≪令和4年度の免除件数≫

商学、法律学若しくは経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	12 件
司法修習生となる資格を得た者	84 件
税理士資格取得者	14 件
論文式試験一部科目免除資格取得者(令和2年又は令和3年試験のみ)	679 件

(3) 受験願書等のインターネット受付

受験者等の利便性向上のため、公認会計士試験の受験願書の提出等の手続について、平成29年第I回短答式試験からインターネット受付サービスを導入している。

インターネット願書受付件数の割合は年々増加しており、令和 5 年公認 会計士試験における割合は第 I 回、第 II 回ともに 9 割を超えている。

≪インターネット受付サービスの利用状況≫

			こと ひたちいし至分供数	利田本(b/a)	
		願書受付件数(a)	│ うち、インターネット受付件数 │	利用率(b/a)	
			(b)		
H29 年	第I回	7, 818 件	3, 470 件	44. 4%	
1129 4	第Ⅱ回	8, 214 件	3, 700 件	45.0%	
H30 年	第I回	8,373件	5, 157 件	61.6%	
130 4	第Ⅱ回	8, 793 件	5, 313 件	60.4%	
D = Æ	第I回	8, 515 件	6, 280 件	73.8%	
R 元年	第Ⅱ回	9,531件	6, 787 件	71. 2%	
R2 年	第I回	9, 393 件	7, 313 件	77.9%	
KZ #	第Ⅱ回	10, 191 件	7, 707 件	75.6%	
R3 年	-	14, 192 件	11,868 件	83.6%	
R4 年	第I回	12, 719 件	11,347件	89. 2%	
K4 #	第Ⅱ回	14, 958 件	13, 462 件	90.0%	
R5 年	第I回	14, 550 件	13,571 件	93.3%	
# C7	第Ⅱ回	15, 883 件	14, 741 件	92.8%	

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 試験実施における新型コロナウイルス感染症対策

試験の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症対策として、体調不良の受験者(発熱のある者を含む。)に対して受験を控えるよう要請を行うとともに、試験場入場前の検温の実施、試験場におけるマスクの着用、密の回避の徹底及び試験室の換気等を講じた(P107資料3-2)。

(2) 令和 4 年公認会計士試験

令和4年公認会計士試験の実施スケジュールは、以下のとおりである。

≪令和4年公認会計士試験実施スケジュール≫

区分	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表	
第Ⅰ回	令和3年	(インターネット出願) 令和3年9月16日	令和3年12月12日	令和4年1月21日	
短答式	8月27日	(書面による出願) 令和3年9月10日			
第 Ⅱ 回短 答 式	令和 4 年 2 月 1 日	(インターネット出願) 令和4年2月24日 (書面による出願) 令和4年2月18日	令和 4 年 5 月 29 日	令和 4 年 6 月 24 日	
論 文 式		_	令和 4 年 8 月 19 日 ~21 日	令和 4 年 11 月 18 日	

≪試験結果の概要≫

区分	令和 4 年試験	(参考)令和3年試験
願書提出者(a)	18, 789 人	14, 192 人
短答式試験受験者	16, 701 人	12, 260 人
短答式試験合格者(b)	1, 979 人	2,060 人
短答式試験免除者(c)	2, 088 人	1, 932 人
論文式試験受験者(b+c)	4, 067 人	3, 992 人
最終合格者数(d)	1, 456 人	1,360人
合格率(d/a)	7.7%	9.6%

ア 願書提出者

令和 4 年公認会計士試験の願書提出者は、18,789 人となっており、前年の 14,192 人に比べ 4,597 人(32.4%) 増加した。

イ 短答式試験合格者

· 短答式試験受験者 16,701 人

短答式試験合格者 1,979 人

(P109 資料 3 - 3 参照)

- ウ 論文式試験合格者(最終合格者)
 - 論文式試験受験者 4,067 人
 うち令和4年の短答式試験合格者1,979 人
 短答式免除者2,088 人
 - 最終合格者 1,456 人

(合格率 7.7% (最終合格者数/願書提出者数))

(論文式試験合格率 35.8% (最終合格者数/論文式受験者数))

(P110 資料 3 - 4 参照)

合格者を年齢別にみると、25歳未満が全体の65.2%を占め、平均年齢は24.4歳であった(最高年齢は58歳、最低年齢は17歳)。

また、合格者を職業別にみると、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」 が 963 人 (構成比 66.1%)、「会社員」が 94 人 (構成比 6.5%) であった。 女性の合格者は 327 人 (構成比 22.5%) となっている。

なお、論文式試験一部科目免除資格取得者(注)は 504 人(属人ベース) となった。

(注) 論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 56.0%。

(3) 令和5年公認会計士試験

令和5年公認会計士試験の実施スケジュールは以下のとおりである。

≪令和5年公認会計士試験実施スケジュール≫

区分	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表	
第Ⅰ回	令和 4 年	(インターネット出願) 令和4年9月15日	令和 4 年 12 月 11 日	令和 5 年 1 月 20 日	
短答式	8月26日	(書面による出願) 令和4年9月9日			
第 Ⅱ 回	令和 5 年	(インターネット出願) 令和 5 年 2 月 27 日	令和 5 年 5 月 28 日	△ 50.5 /5 /6 0.0 0	
短 答 式	2月6日	(書面による出願) 令和 5 年 2 月 17 日	71413 年 3 月 20 日	令和 5 年 6 月 23 日 -	
論 文 式	文 式 —		令和 5 年 8 月 18 日 ~20 日	令和 5 年 11 月 17 日	

令和5年第Ⅱ回短答式試験以降は「マスク着用の考え方の見直し等について」などの政府方針を踏まえたうえで、必要に応じた対策を講じる予定である。

<令和5年第1回短答式試験(令和4年12月11日実施)結果の概要>

• 願書提出者 14,550 人

· 答案提出者 11,401 人

• 合格者 1,182 人 (P118 資料 3 - 5 参照)

<令和5年第Ⅱ回短答式試験の出願状況>

願書提出者 15,883 人

3. 公認会計士試験に係る情報発信等

2022 事務年度金融行政方針において、「公認会計士試験受験者の増加・裾野拡大のための広報活動を実施する。」となっていることを踏まえて、審査会では、主に大学生等若年層に向けた広報活動に努めている。

具体的には、会長・常勤委員等が、全国の大学等において、公認会計士の社会的役割や活躍領域の拡大、会計監査の意義等をテーマとした講演を行っている。令和4年度においては、オンライン形式も併用することにより、財務局から新たに紹介を受けた2校を含む大学15校で講演を実施した(P119資料3-6参照)。また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や当年度の試験の実施概要等を掲載した試験パンフレットを毎年作成しており、上記講演や商学部や経営学部がある大学の付属高校等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

なお、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、試験問題に加えて受験者数、合格者数、得点階層分布等、試験結果の詳細について情報提供を引き続き行っている(P110資料3-4、P118資料3-5参照)。

4. 今後の課題

公認会計士試験を運営・実施していく上での基本的課題は、試験を公平かつ 円滑に実施するとともに、我が国経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ 多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促していくことである。

試験実施に当たっては、試験問題の作成・採点や全国各地の試験会場の適切な運営など一連の試験業務に万全な態勢で取り組んでいく必要がある。

また、公認会計士試験における透明性・信頼性を確保するため、試験の合格 判定基準・配点の公表や受験者への成績通知等、積極的な情報提供を引き続き 行っていく必要がある。

昨今の状況を踏まえた具体的な課題への取組は、以下のとおりである。

(1) 自然災害を踏まえた試験運営

近年の自然災害の多発化・激甚化を踏まえ、これらの影響により、当日の

試験実施が困難となる場合を想定した検討・準備を行った。

(2) 受験願書等に係るインターネット受付の利便性向上

受験者の利便性向上に向け、令和7年第I回短答式試験から、インターネット受付サービスにおける各種書面手続のオンライン化の拡充等を実施する予定である。

(3) 公認会計士試験受験者増に向けた取組

願書提出者の増加傾向を持続するため、資本市場における会計・監査の重要性、公認会計士の使命、さらには、監査業務以外の活躍フィールドの拡大といった公認会計士の魅力等について、全国の大学等における講演活動や、商学部や経営学部がある大学の付属高校への試験パンフレットの配布等を積極的に行うなど、公認会計士試験受験者の増加・裾野拡大のための広報活動の充実に、引き続き取り組んでいく必要がある。

(4) 公認会計士試験受験者増を受けた対応

受験者の増加に伴い、財務局等と連携し、それに見合った規模の試験場を確保するとともに、一部の試験場においては交通機関の増便を手配している。また、試験監督に当たっては、業務委託等を活用して必要十分な人員を確保し、万全の体制で実施している。